

令和6年2月9日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第31号

神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する
事業の変更の同意について

建設緑政局

議案第31号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

1 料金徴収期間延長の概要

首都高速道路株式会社は、「民間にできることは民間に委ねる」との政府の方針を受けて平成17年に民営化されており、事業に必要な費用は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等から借りを行い、料金収入によって債務を返済する、有料道路制度を活用しています。

民営化当初は、料金徴収期間を45年とし、令和32年に債務返済が完了する計画を策定していましたが、高度経済成長期に集中的に整備されてきた、橋梁等の劣化の激しい区間での更新事業の実施に伴う財源が必要となり、平成26年に料金徴収期間を15年間延長しています。

また更に、今回、継続して行っている法定点検や、新たな点検技術の導入により、更新が必要と判明した劣化の激しい区間において、事業を実施するための財源が必要になったことから、料金徴収期間を約8年6か月延長する同意申請書が提出されたものです。

2 首都高速道路の更新計画

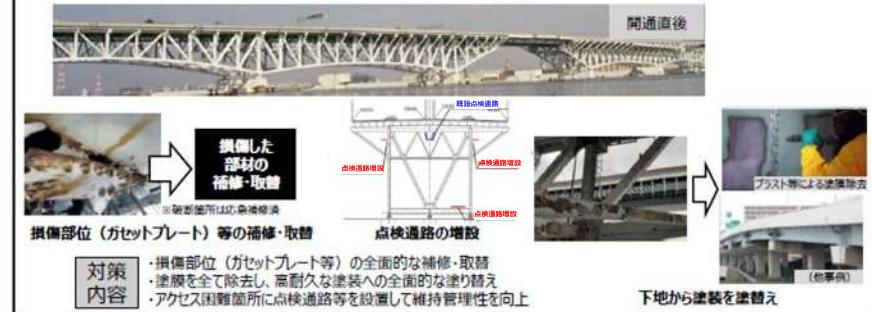


3 新たな更新事業と料金徴収期間

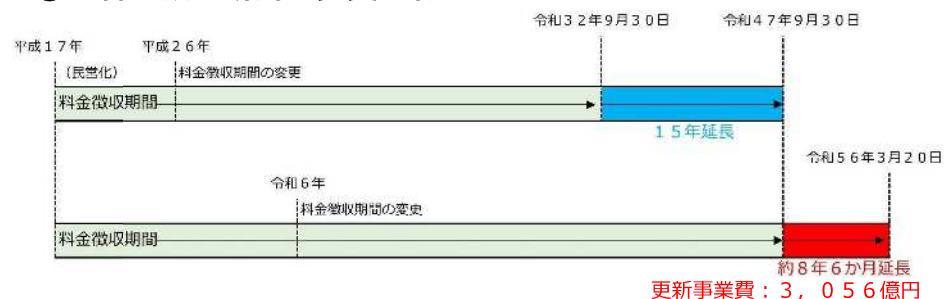
① 更新事業の内容

	延長 (km)	更新事業費 (億円)	路線 (箇所)
トンネル	0.3	755	高速1号羽田線 (羽田トンネル)
橋梁	21.3	2,301	高速神奈川1号横浜 羽田空港線など
合計	21.6	3,056	

荒川湾岸橋（新たに更新が必要な箇所の例）



② 料金徴収期間の変更内容



※更新事業費は、料金収入で賄われるため、地方公共団体の負担は生じません

議案第31号 神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業の変更の同意について

③ 川崎市域で行われる新たな更新事業

路線	延長 (km)	更新事業費 (億円)	対策概要
高速神奈川1号 横浜羽田空港線	約2.3	約125	・塗装の高耐久化 ・腐食部補強等



4 参考

【関係法令】

道路整備特別措置法（抄）

第3条

- 1 会社は機構と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法に規定する協定を締結したときは、当該協定に基づき国土交通大臣の許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。
- 2 会社は、前項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を大臣に提出しなければならない。
 - 一 高速道路の路線名
 - 二 新築・改築に係る工事の内容
 - 三 収支予算の明細
 - 四 料金の額及びその徴収期間
- 3 会社は第1項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、当該高速道路の道路管理者の同意を得なければならない。
- 4 前項の規定により道路管理者が協議に応じ、又は同意をしようとするときは、地方公共団体の議会の議決を得なければならない。
- 5 省略
- 6 会社は第1項の許可を受けた後、「高速道路の路線名」「新設又は改築に係る工事内容」のうち「路線名」「工事の区間」「工事方法」、更に「料金の額及びその徴収期間」の事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- 7 第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

事 計 第 33 号
令和 5 年 1 月 20 日

川崎市長
福田 紀彦 殿

首都高速道路株式会社
代表取締役社長 前田 信弘
(押 印 省 略)

「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」の変更について（同意申請）

標記について、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 3 条第 6 項の規定に基づき、「神奈川県道高速横浜羽田空港線等に関する事業」を別添のとおり変更したいので、同条第 7 項の規定において準用する同条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。

高速道路の路線名

本同意申請の対象となる高速道路の路線名は、以下のとおりとする。

- (1) 神奈川県道高速横浜羽田空港線（神奈川県川崎市川崎区浅田四丁目から神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで）
- (2) 神奈川県道高速湾岸線（神奈川県川崎市川崎区扇島から神奈川県川崎市川崎区浮島町まで）
- (3) 川崎市道高速縦貫線

別添

別紙－4 の一部を次のように改める。

4 (1)②ウを削る。

5 中「令和47年9月30日」を「令和56年3月20日」に改める。

新旧対比	
〈新〉	〈旧〉
(別紙－4) 料金の額及びその徴収期間	(別紙－4) 料金の額及びその徴収期間
1 基本料金の額 略 (1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額 略 (2) 適用方法 略 (3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略	1 基本料金の額 略 (1) 1キロメートル当たり料金の額と固定額 略 (2) 適用方法 略 (3) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略
2 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額 (1) 1回当たりの料金の額 略 (2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略 (3) 特例措置 略	2 ETC専用施設のみが設置された出入口等にETC車以外が進入し通行する場合における料金の額 (1) 1回当たりの料金の額 略 (2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略 (3) 特例措置 略
3 特別の措置 (1) 料金距離に応じた料金の額 略 (2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略	3 特別の措置 (1) 料金距離に応じた料金の額 略 (2) 消費税等の取扱い及び料金の単位 略
4 基本料金及び特別の措置における割引 (1) 割引を適用する自動車及び割引率等 ① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。 略 ② 障害者割引については、次のとおりとする。	4 基本料金及び特別の措置における割引 (1) 割引を適用する自動車及び割引率等 ① 上限料金の引下げに係る割引については、以下のとおりとする。 略 ② 障害者割引については、次のとおりとする。

新旧対比	
〈新〉	〈旧〉
ア 割引を適用する自動車 略 イ 割引率 略 (削除)	ア 割引を適用する自動車 略 イ 割引率 略 ウ 実施期日 <u>会社が別に定める日から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。</u>
③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。 略	③ 環境ロードプライシング割引については、次のとおりとする。 略
④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。 略	④ 大口・多頻度割引については、次のとおりとする。 略
⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。 略	⑤ 都心流入割引については、次のとおりとする。 略
⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。 略	⑥ 都心流入・湾岸線誘導割引については、次のとおりとする。 略
⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 略	⑦ ETC路線バス割引については、次のとおりとする。 略
⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。 略	⑧ 深夜割引については、次のとおりとする。 略
⑨ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 略	⑨ 首都高速道路企画割引については、次のとおりとする。 略
⑩ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。 略	⑩ 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引については、次のとおりとする。 略
(2) 割引相互間の適用関係 略	(2) 割引相互間の適用関係 略
(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略	(3) 消費税等の取扱い及び割引後の額の単位 略
5 料金の徴収期間 平成18年4月1日から 令和5年3月20日 までとする。	5 料金の徴収期間 平成18年4月1日から 令和4年9月30日 までとする。

新旧対比	
〈新〉	〈旧〉
6 その他（乗継） 略 別表1 略 別表2 略	6 その他（乗継） 略 别表1 略 别表2 略